

平成27年3月

一般社団法人 全国建設業協会 御中

東日本建設業保証株式会社



地域建設業経営強化融資制度に係る  
公共工事金融保証事業の実施期間の延長について

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は弊社前払金保証事業につきまして格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、ご高承のとおり、地域における災害対応やインフラの維持管理など、地域社会の維持に不可欠な役割を担っている建設業界を取り巻く環境は、依然として厳しい状況が続いております。

このため、国土交通省では、地域の中小・中堅建設企業の資金調達を支援するために創設した「地域建設業経営強化融資制度」の事業期間を平成27年度末まで1年間延長することとしました。

弊社においても、建設企業に対する施工資金の円滑な供給、信用補完に資するため、公共工事金融保証事業を継続することといたしました。

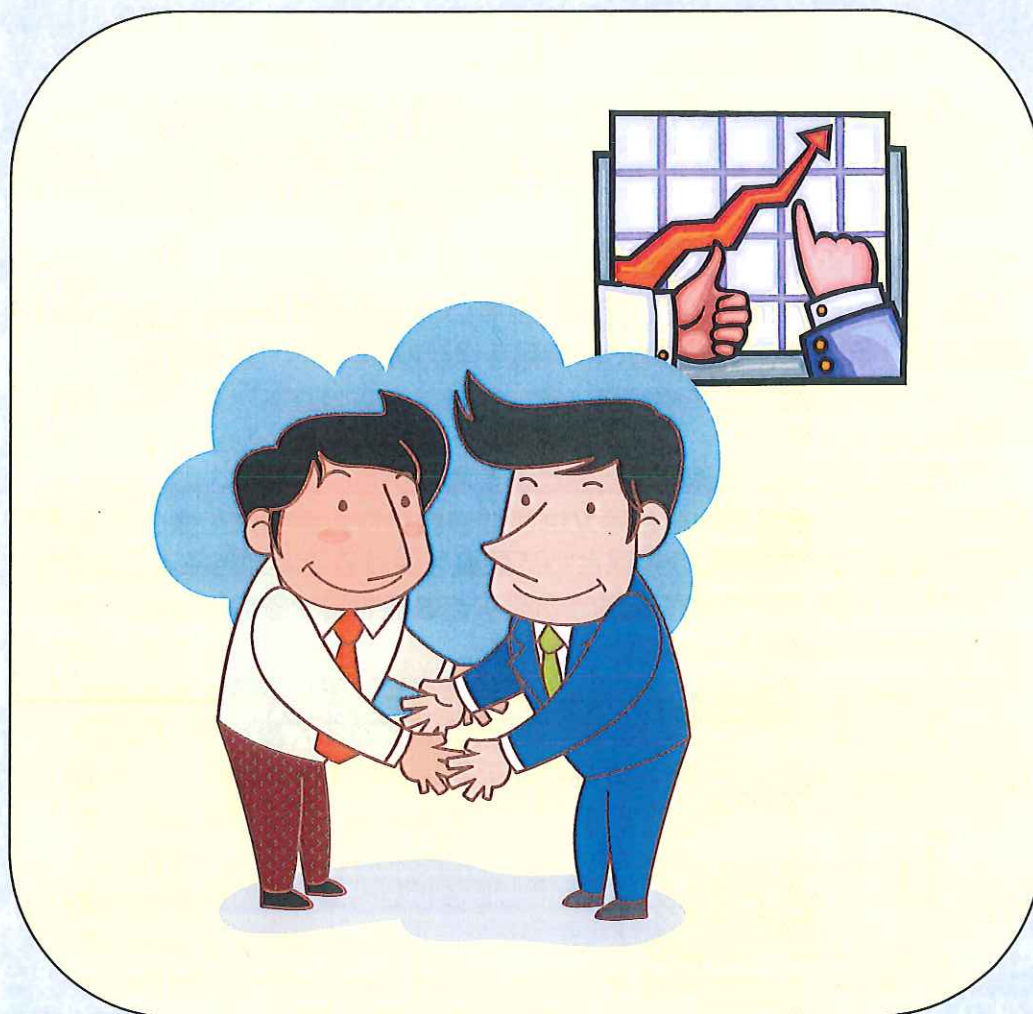
いささかなりとも建設業界のお役に立てればと存じますので、引き続きご支援くださいますようお願い申し上げます。

なお、当事業の概要につきましては、別添「公共工事金融保証のご案内」をご参照ください。

敬 具

～地域建設業経営強化融資制度～

## 公共工事金融保証のご案内



平成27年3月

 東日本建設業保証株式会社



## 建設企業の皆様へ

公共工事の前払金保証事業につきましては、平素よりご愛顧を賜り誠にありがとうございます。

さて、国土交通省が平成 20 年 11 月に創設した、地域の経済・雇用を支える中小・中堅建設企業の資金調達の円滑化を図るための「地域建設業経営強化融資制度」は、これまでに国や地方公共団体など多くの公共工事発注機関で採用されてきました。また、平成 22 年 12 月より「社会全体の効用を高める施設に関する民間工事」まで対象範囲が拡大され、より多くの工事にご利用いただけるようになりました。

当社では、事業協同組合等又は民間事業者が行う公共工事の出来高部分に係る請負工事代金債権を担保とした融資と併せて、当該工事の未完成部分に要する金融機関からの施工資金の貸付に係る債務の保証（公共工事金融保証事業）を引き続き実施しております。

※「社会全体の効用を高める施設に関する民間工事」とは、電気事業、ガス事業、鉄道事業、電気通信事業、社会福祉事業、教育事業及び医療事業の用に供する施設その他の財団法人建設業振興基金が認めた施設に関する工事をいいます。  
このような民間工事であれば、当社の公共工事金融保証事業における「公共工事」として金融保証をご利用いただける場合があります。（詳しくは当社営業部・支店にお問い合わせください。）

### 1. 公共工事金融保証事業とは

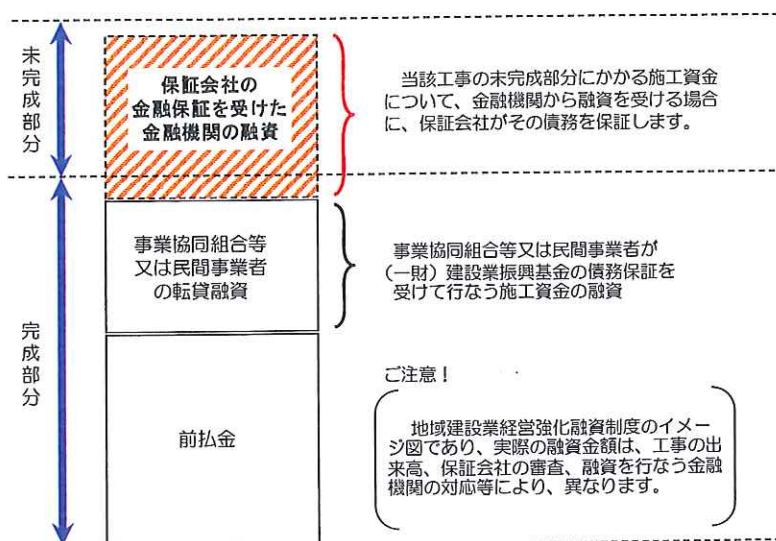
建設企業の皆様が、受注した公共工事の施工に必要な資金を金融機関から融資を受ける場合に、当社がその債務を保証するものです。

### 2. 対象となる工事

地域建設業経営強化融資制度の対象工事のうち、当社との間で前払金保証契約を締結し、事業協同組合等又は民間事業者が行う公共工事の出来高部分に係る請負工事代金債権を担保とした融資を受ける工事が対象となります。

当社は、当該工事の未完成部分に要する金融機関からの施工資金の貸付に対して債務保証をいたします。

【地域建設業経営強化融資制度に係る金融保証のイメージ】



### 3. お申込みの前に（お申込みの受付は、地域建設業経営強化融資制度の実施期間内です。）

金融保証をご利用いただくには、対象となる公共工事の施工について、以下の条件を満たしていることが必要となります。

- ① 当社との間に前払金保証契約を締結した工事であること。
- ② 出来高が2分の1以上であること。<sup>※1</sup>
- ③ 低入札価格調査等の対象となった者と契約した工事でないこと。
- ④ 役務的保証を必要とする工事でないこと。
- ⑤ 事業協同組合等又は民間事業者が行う公共工事の出来高部分に係る請負工事代金債権を担保とした融資制度を利用予定であること。
- ⑥ 未完成部分に要する施工資金の融資について、別に定める金融機関<sup>※2</sup>から（当社の金融保証を条件として）貸付の承諾が得られること。

<sup>※1</sup> 「社会全体の効用を高める施設に関する民間工事」の場合、出来高が2分の1未満でもご利用できることがあります。

<sup>※2</sup> 「別に定める金融機関」とは、当社と金融保証の業務委託契約を締結している金融機関となります。

（詳しくは、当社営業部・支店にお問い合わせください。）

（注）本制度のご利用にあたっては、金融機関ならびに当社の審査があり、お客様のご希望に添えない場合がありますので、あらかじめご了承ください。

### 4. 保証手続き

#### （1）保証申込書類

- ① 保証申込書・貸付承諾書      ② 借入金使途内訳明細書
- ③ 債権譲渡承諾依頼書・承諾書（写）及び債権譲渡契約証書（写）
- ④ 工事履行報告書（写）
- ⑤ 事業協同組合等又は民間事業者の融資額が確認できる書類
- ⑥ その他必要書類

#### （2）借入金の預託

借入金は、金融保証専用の普通預金口座に入金されます。

#### （3）保証料率

保証料率＝日歩3厘（＝年利換算 1.095% ※ 年365日として換算した場合）

保証料 ＝（借入金額×貸付実行日から償還日までの日数×0.000003）

ただし、保証契約の際には保証契約日から保証期限までの日数で算出した額を受け取り、借入金の償還後精算いたします。

#### （4）貸付利率（借入金に対する金利）

金融機関所定の利率となります。

#### （5）借入金の返済方法

事業協同組合等又は民間事業者と締結する債権譲渡契約証書の定めに従うことになります。

#### （6）その他

- ① 事業協同組合等又は民間事業者が行う公共工事の出来高部分に係る請負工事代金債権を担保とした融資を受ける際に、当社は、お客様と事業協同組合等又は民間事業者との間で取り交わした債権譲渡契約証書を確認後、お客様との連名で受益の意思表示をすることになります。
- ② 保証申込書等、当社に提出された書類に事実と異なる記載があると当社が認めた場合には、保証をお断りする場合があります。



□□□□□□□□ □□□□□□□□ □□□□□□□□ □□□□□□□□

|       |                                             |                                      |
|-------|---------------------------------------------|--------------------------------------|
| 営業部   | 〒104-0032<br>中央区八丁堀2丁目5番1号 東京建設会館2F         | TEL 03-3551-9511<br>FAX 0120-027-036 |
| 新宿支店  | 〒163-0634<br>新宿区西新宿1丁目25番1号 新宿センタービル34F     | TEL 03-3340-2451<br>FAX 0120-027-158 |
| 青森支店  | 〒030-0803<br>青森市安方2丁目9番13号 青森県建設会館4F        | TEL 017-722-7262<br>FAX 0120-027-208 |
| 岩手支店  | 〒020-0873<br>盛岡市松尾町17番9号 岩手県建設会館2F          | TEL 019-624-4480<br>FAX 0120-027-216 |
| 宮城支店  | 〒980-0824<br>仙台市青葉区支倉町2番48号 宮城県建設産業会館3F     | TEL 022-262-8531<br>FAX 0120-027-226 |
| 秋田支店  | 〒010-0951<br>秋田市山王4丁目3番10号 秋田県建設会館 別館       | TEL 018-863-1000<br>FAX 0120-027-623 |
| 山形支店  | 〒990-0024<br>山形市あさひ町18番25号 山形県建設会館2F        | TEL 023-622-6625<br>FAX 0120-027-246 |
| 福島支店  | 〒960-8061<br>福島市五月町4番25号 福島県建設センター4F        | TEL 024-523-2356<br>FAX 0120-027-256 |
| 茨城支店  | 〒310-0062<br>水戸市大町3丁目1番22号 茨城県建設センター6F      | TEL 029-221-3800<br>FAX 0120-027-306 |
| 栃木支店  | 〒321-0933<br>宇都宮市築瀬町1958番地1 栃木県建設産業会館3F     | TEL 028-639-2388<br>FAX 0120-027-316 |
| 群馬支店  | 〒371-0846<br>前橋市元総社町2丁目5番地3 群馬建設会館2F        | TEL 027-252-1661<br>FAX 0120-027-326 |
| 埼玉支店  | 〒330-0063<br>さいたま市浦和区高砂4丁目3番15号 K・Sビル5F     | TEL 048-861-8885<br>FAX 0120-027-336 |
| 千葉支店  | 〒260-0024<br>千葉市中央区中央港1丁目13番1号 千葉県建設業センター6F | TEL 043-241-6101<br>FAX 0120-027-346 |
| 神奈川支店 | 〒231-8463<br>横浜市中区尾上町1丁目6番地 横浜関内ビル2F        | TEL 045-662-8203<br>FAX 0120-027-356 |
| 山梨支店  | 〒400-0031<br>甲府市丸の内1丁目13番7号 山梨県建設会館4F       | TEL 055-237-8182<br>FAX 0120-027-366 |
| 長野支店  | 〒380-8537<br>長野市南石堂町1230番地の6 長建ビル4F         | TEL 026-226-7520<br>FAX 0120-027-376 |
| 新潟支店  | 〒950-0965<br>新潟市中央区新光町7番地5 新潟県建設会館3F        | TEL 025-285-7151<br>FAX 0120-027-386 |
| 富山支店  | 〒930-0094<br>富山市安住町3番14号 富山県建設会館4F          | TEL 076-441-4356<br>FAX 0120-027-406 |
| 石川支店  | 〒921-8036<br>金沢市弥生2丁目1番23号 石川県建設総合センター3F    | TEL 076-242-1231<br>FAX 0120-027-416 |
| 福井支店  | 〒910-0854<br>福井市御幸3丁目10番15号 福井県建設会館3F       | TEL 0776-21-8686<br>FAX 0120-027-428 |
| 静岡支店  | 〒422-8067<br>静岡市駿河区南町18番1号 サウスポット静岡15F      | TEL 054-202-2484<br>FAX 0120-027-506 |
| 愛知支店  | 〒461-0008<br>名古屋市東区武平町5丁目1番地 名古屋栄ビルディング3F   | TEL 052-962-3461<br>FAX 0120-027-516 |
| 岐阜支店  | 〒500-8382<br>岐阜市藪田東1丁目2番2号 岐阜県建設会館5F        | TEL 058-273-2543<br>FAX 0120-027-526 |
| 三重支店  | 〒514-0003<br>津市桜橋2丁目177番地の2 三重県建設産業会館5F     | TEL 059-226-4880<br>FAX 0120-027-536 |

\*制度に関するお問い合わせは、当社営業部・各支店までご連絡ください。

東日本建設業保証株式会社